



Title	カルロ・クリヴェッリ作 《聖母子と聖人たち》 (ヴァチカン絵画館所蔵) : 19世紀の売却史料群から
Author(s)	上原, 真依
Citation	待兼山論叢. 美学篇. 2013, 47, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/54415">https://hdl.handle.net/11094/54415</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

カルロ・クリヴェッリ作  
《聖母子と聖人たち》  
(ヴァチカン絵画館所蔵)  
—19世紀の売却史料群から—

上原 真依

キーワード：イタリア／祭壇画／美術品市場／美術品保護

ヴェネツィア出身の画家カルロ・クリヴェッリ（1430/35-1494?）は、イタリア、マルケ地方の聖堂のために何点もの祭壇画を制作した。しかし、その多くが19世紀に売却されたため、現在もオリジナルの設置場所で見られる作品は少ない。現在ローマ、ヴァチカン絵画館の第IV室に展示されている多翼祭壇画《聖母子と聖人たち》（図1）もこうした作品の一つであり、カルロ・クリヴェッリがマルケ地方の小村グロッタンマーレのサンタゴスティーノ聖堂のために制作した作品と長らく考えられてきた。<sup>1)</sup> 祭壇画は聖人4名と聖母子の計5枚のパネルからなり、上部の装飾に少し欠落があるものの、オリジナルと考えられる額縁が残っている。厚く塗られたニスが変色しているため画面は暗く、人物の表情や暗色の服の皺などぼやけてよく判別できない部分もあるが、かろうじて金地背景の柄や聖母の上部にある花綱、聖母の足元の寄進者の姿を見ることができる。また、聖母の膝の上の幼子キリストは、右手に受難の象徴であるゴシキヒワらしき小鳥に結んだ紐を握り、左手で殻を半分とった胡桃を聖母マリアの方へ掲げている。胡桃と足に紐を結ばれたゴシキヒワは、アンコーナ市立絵画館所蔵の《聖母子》においても確認できる。聖母子パネルの下の画枠には、「1481 DIE VLTIMA IVLII」（1481年7月最後の日）と年記を確認することができる。

《聖母子と聖人たち》が本来設置された都市や聖堂については、ラッシュフォースが1901年刊行のモノグラフの中で、「古くからのとある住民が、大工である自分の父親が絵を梱包し、ローマに運んだことを覚えていた」のを根拠に、グレゴリウス16世の治下にグロッタンマーレのサンタゴステイノ聖堂から運ばれたとしており<sup>2)</sup>、クリヴェッリのモノグラフや展示室のキャプション、ヴァチカン絵画館の所蔵カタログにおいてもこの由来は踏襲されてきた。<sup>3)</sup> グロッタンマーレは、アスコリ・ピチェーノの北東約40kmに位置するアドリア海沿いの小村であるが、同村内もしくはサンタゴステイノ聖堂に、クリヴェッリの祭壇画があったという証言は他に見つかっていないため、他の村と結びつけたり由来不明としたりする先行研究も散見される。<sup>4)</sup>

本稿では、本来の設置都市と聖堂を特定する根拠として、19世紀に《聖母子と聖人たち》が売却・輸送された際の書簡を取り上げる。これらの史料群では、アスコリ・ピチェーノのサン・グレゴーリオ・マーニョ聖堂のクリヴェッリ作品について何度も言及があり、最終的に作品がローマの商業省によって1850年に買い上げるまでの往復書簡が収められている。筆者がローマ国立古文書館およびアスコリ・ピチェーノ国立古文書館で確認したこれらの未刊行史料群は、これまで存在が示唆されることはあっても、史料の所在や内容は明らかにされてこなかった。その大部の史料は、19世紀の美術品売却の実情を明らかにしながら、《聖母子と聖人たち》がどこからどのようにローマにもたらされたのかを、私たちに伝えてくれる。

## 1. アスコリ・ピチェーノ歴史書とサン・グレゴーリオ・マーニョ聖堂

売却史料を取り上げる前に、《聖母子と聖人たち》をサン・グレゴーリオ・マーニョ聖堂と結びつけた先行研究にまず言及しておきたい。1995年、ジャンニーノ・ガリアルディはアスコリ・ピチェーノの歴史家ジュゼッペ・イニヤツツィオ・チャンナヴェイによる町の歴史書（初版1797年）を再版した際、サン・グレゴーリオ・マーニョ聖堂に関する次の記録に注目した。

「ここ数百年の間、祭壇は二基だけである。主祭壇は正面に独立して、もう一基は入り口近くの右の壁に付けられている。前者は献堂聖人である聖グレゴリウスの栄光に捧げられており、現教区司祭ジョヴァンニ・モンテッリ氏によって再び磨かれ、近郊の大理石でできた基壇や小階段で装飾されている。祭壇の後ろ、壁龕の前には1481年7月21日の頃のゴシック様式の古い絵画が掛けられており、そこには栄光の乙女マリアが、脇に使徒聖ペテロと聖グレゴリウス、他に2人の聖人を伴って描かれている。そして彩色され金色に輝く装飾を伴うこの絵の前では、神の子を抱いた聖ヨセフの橢円型の絵を見られる。」<sup>5)</sup>

同書の索引において、ガリアルディは聖堂内でチャンナヴェーイが確認した「1481年7月21日の頃のゴシック様式の古い絵画」こそ、ヴァチカン絵画館の《聖母子と聖人たち》だとし、作品の輸送記録がアスコリ・ピチェーノとローマにあることにも触れている。ただし記録の所在や内容に言及しなかったこともあり、その後の研究で作品がアスコリ・ピチェーノのサン・グレゴリオ・マニヨ聖堂にあったとして紹介されることはあっても、売却記録の存在は看過されてきた。<sup>6)</sup> またライトボーンは2004年に刊行したクリヴェッリのモノグラフにおいてチャンナヴェーイの記録を重視し、1797年に作品がサン・グレゴリオ・マニヨ聖堂にあったことを認めつつも、聖母の左隣の聖人が聖ペテロと考えられることを根拠に、本来は聖ペテロに捧げられた聖堂に設置された可能性が高いとした。<sup>7)</sup>

アスコリ・ピチェーノのサン・グレゴリオ・マニヨ聖堂は、町の中心部に位置する教区聖堂である。古代ローマのウェスタ神殿として知られていた建物を13世紀にカトリック聖堂に改築しており、ファサードに埋め込まれたコリント式の2本の柱に古代の面影を見ることができる(図2)。<sup>8)</sup> 聖堂は非常に小規模で、内部には《小鳥に説教する聖フランシスコ》など13世紀のフレスコ画の断片を僅かに確認できる程度であり、現在では祝祭日のミサなどの特別な機会以外には使われていないこともあって、殆ど装飾は見当た

らない(図3)。サン・グレゴリオ・マニヨ聖堂についての記録は多くは見つかっていないが、ペルージャ出身の画家・建築家のバルダッサーレ・オルシーニも、1790年に刊行した町の案内書において聖堂内部の装飾について次のように言及している。

「聖堂内、主祭壇にはクリヴェッリによる1411年の板絵があり、聖母と聖人たちが表されている。祭壇内左側には、われらが聖母の像の周りで天の栄光を構成するように上手く考案されたスタッコ細工のプットーヤやケルビムたちがいる。これはラツツアーロ・ジョザファッティの小品である。」<sup>9)</sup>

以上のように、1790年代アスコリ・ピチェーノのサン・グレゴリオ・マニヨ聖堂では、聖母と聖人たちを描いたクリヴェッリ作品が主祭壇として置かれていた。ただし、聖人名への言及が少ないと年記の誤りのため、ヴァチカン作品を指しているとは断定できない部分もある。聖堂と作品とのつながりをより強固なものとするには、作品の売却・輸送に関する一連の記録を見ていく必要があるだろう。

## 2. 《聖母子と聖人たち》売却関連記録

《聖母子と聖人たち》売却に関する史料は、ローマ国立古文書館とアスコリ・ピチェーノ国立古文書館に保管されている。書簡は主にローマ教皇庁のカメリレンゴ、文化財員会、商業・美術・産業・農業省（以下、商業省と略す）と、アスコリ・ピチェーノの教皇管轄庁（以下、アスコリ教皇管轄庁と略す）代理人、アスコリ・ピチェーノ州知事および教区司祭との間で交わされたもので、ローマには1846年4月から1850年6月までの計49通が、アスコリ・ピチェーノには、1846年8月から1849年5月までの計21通が纏められている。<sup>10)</sup> 紙面の都合上、すべての書簡の内容を紹介できないため、各書

簡の概要と対応関係をまとめた表1および表2も参照されたい。<sup>11)</sup>

両古文書館の史料は、送付文書の草稿や複写を含んでいるため重複するものも多く、日付や宛先、公文書番号を照合することで、祭壇画の売却許可申請から、教皇庁買い上げに至るまでの経緯を詳らかにすることができる。その主な流れを追うと、次のように概観することができる。

1. 1486年4月-8月：アスコリ・ピチェーノの教区司祭ルイージ・クロ・チエッティが、ローマ教皇庁にサン・グレゴリオ聖堂にあるクリヴェッリ作品の売却許可を申請、却下される。(表1の1-3、表2の①)
2. 1846年8月-1847年1月：保管状態改善のために作品を聖堂から移すことを、クロチエッティがアスコリ教皇管轄庁を通じてローマ教皇庁に訴える。(表1の4-7、表2の②-④)
3. 1847年2月-3月：アスコリ教皇管轄庁を通じて再度、ローマ教皇庁へ作品売却許可を申請する。教皇庁が作品買い上げを検討し、作品をローマへ輸送することが決まる。(表1の8-10、表2の⑤)
4. 1847年3月-7月：ローマへの作品輸送・梱包費40スクードがローマからアスコリ教皇管轄庁に送金される。(表1の11-17、表2の⑥⑦)
5. 1848年4月-1849年2月：作品の輸送を催促するローマ商業省に対し、クロチエッティは200スクード以上の買取額提示を求めて作品輸送を遅らせる。(表1の18-31、表2の⑨-⑭)
6. 1849年3月-5月：作品はアスコリ知事を介して無事にローマに輸送される。輸送・梱包費が報告され、残金はローマに返金される。一方クロチエッティは契約書が交わされていないことから、作品の所有権を主張する。(表1の32-40、表2の⑮-㉑)
7. 1849年8月-1850年2月：作品の値段交渉。政府は当初100スクードを提示するが、クロチエッティは200スクードを主張。最終的に150スクードでの買い上げが文化財委員会で決まる。(表1の41-44)
8. 1850年5月-6月：教皇庁美術館のために作品を150スクードで買い取る契約書が交わされる。(表1の45-49)

これらの中で、特にクリヴェッリの祭壇画への言及があるのは、1から3の政府による作品買い上げが決定するまでの往復書簡と、8の作品購入に関する契約書である。

## 2-1. ルイージ・クロチェッティによる祭壇画売却許可申請

それでは、具体的に祭壇画に言及している史料を見ていこう。現在確認できる史料の中で、アスコリ・ピチエーノのサン・グレゴーリオ聖堂の作品について初めて言及されるのは、1846年4月8日に教皇庁カ梅ルレンゴが受理した、ルイージ・クロチェッティによる売却許可申請書である（図4、表1の1）。

「アスコリのサン・グレゴーリオ・マニヨ聖堂の教区司祭ルイージ・クロチェッティは、アスコリの司教グレゴーリオ・ゼッリ殿に以下の件に関して報告し、ゼッリ殿から猊下にお問い合わせくださるという返信をいただいたことを、恐れ多くも申し上げます。つまり、教区司祭の聖堂、正確には聖具室にある、記名は無いもののクリヴェッリ作と言われている板絵の件についてです。その絵はその古さのためというより、おそらく主祭壇の前に置かれていたために、煙により価値を大きく損ねるまでに痛み、さらにサン・グレゴーリオの建物が並はずれて湿気っているために、今もその価値を失いつつあります。司祭が何人もの美術通に見せたところ、30もしくは40スクードを超えない範囲でその価値は錯綜しておりました。しかし、司祭は名を知らないですが何人かの外国人に会ったところ、彼らは100スクード、さらには120スクード、さらに140スクードもの価値をつけ、絵を買いたがりましたが、司祭は150スクードの申し出にも動きませんでした。外国人はもう立ち去り、絵の交渉をすることはありませんが、彼らは司祭に対し150スクードで了承するつもりだと知らせてきました。そこで、司教が相応しい保証をしつつ上述の絵の売却許可に同意するよう、猊下から認可を与えてくださいますようお願い申し上げます。というのも、司祭はその絵の利益

を享受したいのではなく、司祭とその継承者が毎年の聖具や道具、そして特に聖堂にはない銀製の聖杯を準備できるように、適切に受け取った代金の利益を充てたいからです。」（史料1に原文書き起こし）

作品の詳細な内容について言及はないものの、クロチェッティが記した、アスコリ・ピチエーノのサン・グレゴリオ聖堂でかつて主祭壇前に設置されていたクリヴェッリ作品とは、1790年代にオルシニとチャンナヴェイイが同聖堂の主祭壇で目撃したものと考えられる。また作品の評価額が定まらず、外国人によって最も高い金額が提示されているのは、当時のクリヴェッリの評価を知る上で興味深い点であろう。実際、1820年代から数多くのクリヴェッリ作品が不法に聖堂から持ち出され安値で売却された一方で、骨董商を通じてクリヴェッリの祭壇画パネルはイギリスやベルギーなどへ高額で売却されていた。<sup>12)</sup>

クロチェッティによる申請は、8月4日の文化財委員会で協議された結果、棄却される（表1の2）。委員会の決定をクロチェッティにも通知するように、ローマからアスコリ教皇管轄庁に送付された書簡（表1の3および表2の①）では、次のように申し添えられている。

「（…）こうした要望は、1802年10月1日付の崇高なる教皇ピウス7世聖下による自筆文書の9、10条、そして1820年4月7日付の通告第53条、つまり教会所有の絵画売却禁止条項に該当するため、（アスコリ教皇管轄庁代理人）閣下より正式に前述の司祭に対し、違反行為に対する法律の規定に基づき、絵画の譲渡を禁じるように求める。（…）」

（括弧内は筆者による補足。史料2に原文書き起こし）

ここで取り上げられている1802年と1820年の法令は、教会所有の絵画を売却することを禁じており、それを移動する際にも各教皇管轄庁の認可が必要であると定めていた<sup>13)</sup>。この法令に言及しながら、申請却下をクロチェッティへ

通知することで、文化財保護法令の周知を図ろうとしたのだろう。

## 2-2. ルイージ・クロチェッティによる祭壇画売却許可の再申請

これらの法令を通知されたことを意識してか、クロチェッティは翌年2月に再度提出した売却許可申請書において、簡潔に3点の申請理由を挙げる文面に変更している。(表1の8)

「アスコリのサン・グレゴーリオ・マニヨ聖堂のルイージ・クロ  
チェッティ司祭は、昨年4月よりこちらのカメリレンゴ様に対し、教区  
聖堂の聖具室にあり、クリヴェッリ作と言われる板絵の譲渡を許可し  
てくださいますよう、お願いして参りました。こうした売却は次の理  
由から有用だということを、申し上げます。第一に、美術通公認の板絵  
の実際の価値は30スクードであるのに、買い手は愛着から約180スクー  
ド払うだろうからで、第二にこのお金は総て必要な聖具を整えるため  
に使われるからです。上述の聖堂にはこれらの必要な聖具は足りない  
どころか、ほとんど何もないのです。第三に、その絵は置かれた場所  
があまりにも湿気ているために今も被害を受け続けているからです。

しかしながら好ましい答書をいただけませんでしたので、司祭は改  
めて貌下に対し、今から何年か後には絵が完全にだめになってしまい  
全く使えなくなってしまうほどに、絵のある聖堂と聖具室全体の湿度  
が今も絵に損害をもたらし続けていることを十分考慮いただきますよ  
うお願い申し上げます。よって申立人は、これらの理由すべてが配慮  
され、問題の絵の売却が許可されるか、もしくはお許しいただけない  
場合は上述の聖堂の利益になるよう、そして時の経過とともに絵が完  
全に損なわれてしまうことがないよう、政府自身によって絵を購入し  
ていただけますよう、お願い申し上げます」(史料3に原文書き起こし)

前申請書にあったような、外国人の購入希望者についての言及がないのも、国外への売却認可が難しいことを考慮したからだろう。さらに何度も絵の保管環境の悪さを訴えた上で、売却許可もしくは政府による買い上げを申し出ている。この申請をうけてローマで3月2日に開催された文化財委員会にて、政府買い上げのために作品をローマに輸送させることが決定した（表1の9）。委員会では「司祭自身が申請書において提示されたと主張している金額内で、（作品を）買い取る予定」<sup>14)</sup>と決まったが、4月13日付の文化財委員会からカ梅ルレンゴへの作品輸送に関する報告書（表1の12）では、「騎士カニーナ殿が、500スクードの価値もありうるとカパルティ教授から聞いたと主張している立派な絵」<sup>15)</sup>と報告されていることから、作品を安く買えることを見越して購入決定に至ったことが読み取れる。その後、輸送・梱包費がローマからアスコリ・ピチェーノに支払われてからも、200スクードで売却を望むクロチエッティはなかなか祭壇画を送ろうとはしなかった。1849年3月末になり、アスコリ・ピチェーノ州知事の仲介によって祭壇画はローマに輸送され、文化財委員会の協議の結果、政府が作品を買い上げることが決定した。

### 2-3. 商業省による祭壇画買い上げと、ラテラーノ美術館での展示

前節で取り上げた祭壇画売却許可申請書においても、その後に祭壇画の買い取り価格が交渉された往復書簡においても、残念ながら祭壇画に描かれた内容については確認することができない。祭壇画の内容に関しては、筆者が確認した限り、買い上げの際に商業省とクロチエッティの間で交わされた契約書において初めて確認することができる。

契約書では、1850年6月8日付で「教皇庁美術館を飾るために、1850年2月26日の委員会で協議され、1850年6月1日付の商業大臣による布告で実行された骨董・美術品の購入」に関して、150スクードで「クリヴェッリによる、聖母と4名の人物を描いた板絵」を購入することが定められた（図5、表1の48）。<sup>16)</sup> 祭壇画はラテラーノ美術館に飾られることになり、1858年10月に

はナショナル・ギャラリー初代館長チャールズ・イーストレイクがローマを視察中に、同美術館で作品を目撃し「クリヴェッリ、劣った出来、4人の聖人と聖母子、5枚からなる、『1481 7月最後の日』、サインなし、おそらくヴィットーレか」<sup>17)</sup>というメモを残している。また1871年に刊行されたイタリア絵画案内書においても、カルロ・クリヴェッリの章ではラテラーノ美術館にある「聖グレゴリウス、洗礼者聖ヨハネと二人の聖人に挟まれた聖母子。幼子は鏡と飛んでいる鳥を握っている」<sup>18)</sup>作品が記録されている。このクリヴェッリの祭壇画は、1909年にラテラーノ美術館の絵画コレクションがヴァチカン宮殿内に移されたことに伴い、現在のヴァチカン絵画館に展示されることになった。

### 結びにかえて

以上見てきたように、ローマとアスコリ・ピチェーノの国立古文書館が所蔵する史料群から、ヴァチカンの《聖母子と聖人たち》がアスコリ・ピチェーノのサン・グレゴーリオ・マニヨ聖堂からもたらされたことは疑いない。この事実は、これまで明らかにされてこなかった聖人の特定に関しても有力な手掛かりになるであろう。多翼祭壇画において、聖母子に近いパネルには、洗礼者聖ヨハネのほかには、作品のある聖堂や修道会、町に関連する聖人が選択されることが多いからである。

特に向かって左から2番目の聖人に関して、ライトボーンは聖ペテロとし、祭壇画が本来は聖ペテロに捧げる聖堂に設置されていたとした。<sup>19)</sup>確かに聖人の相貌はクリヴェッリが1482年にカメリーノで制作した《カメリーノのサン・ドメニコ聖堂祭壇画》の聖ペテロ（図7）と非常に似通っており、教皇の三重冠や錫杖もほぼ共通している。しかしヴァチカン作品の聖人は聖ペテロの最も重要な持物である2本の鍵を手にしておらず、この聖人を相貌の類似のみを根拠に聖ペテロとするには疑問の余地がある。特にサン・グレゴーリオ・マニヨ聖堂との繋がりが一層強固となった今、この教皇姿の聖人

が、献堂聖人である聖グレゴリウスの可能性は非常に高いだろう。というのも、聖グレゴリウスのもとに現れたという鳩の姿をした聖靈こそ確認できないものの、聖人は四大教父に相応しく本を掲げており、聖靈から靈感を受けた姿を思い起こさせるかのように、首を回して聖母子側に耳を突き出すようなポーズをとっているからである。

なお、この聖人と似た相貌はクリヴェッリの《聖ベネディクトゥス》(図8)にも確認でき、別の聖人であっても同じような顔で描かれることは珍しくない。<sup>20)</sup> さらにアスコリ・ピチェーノ周辺で活躍したクリヴェッリの徒弟ピエトロ・アラマンノの祭壇画においても、聖キプリアヌスがヴァチカンの教皇聖人と共通する髪や髭、鷺鼻や目つきで描かれている(図9)。<sup>21)</sup> カルロ・クリヴェッリは都市の大聖堂のために大型の祭壇画を請け負う一方で、小村や小聖堂のために徒弟とともに小型の祭壇画も制作しており、時には徒弟が中心となって制作にあたった。こうした小型祭壇画においては、しばしば既存作の人物が繰り返し採用されていたことを確認できる。

《聖母子と聖人たち》においても、聖母の右に立つ洗礼者聖ヨハネにおける平面的な相貌に見られるように、パネルごとの人物の表現に差異が認められるため、工房の介入の大きかったカルロ・クリヴェッリ作品と想定できる。実際、1482年前後にクリヴェッリはカメリーノで大型祭壇画2点の注文を受けており、アスコリ・ピチェーノとその周辺の作品では徒弟の協力が必要だったはずである。加えて、ザンペッティも指摘したように、1483年にピエトロ・アラマンノがアスコリ・ピチェーノのサンタ・クローチェ聖堂のために制作した祭壇画(図10)の額縁と、《聖母子と聖人たち》の額縁の構成や装飾はほぼ共通しており<sup>22)</sup> 両祭壇画と同じ額縁職人が担当したのは明らかである。また、制作当初よりサン・グレゴリオ・マニヨ聖堂の主祭壇前に設置されていたと断定できるような《聖母子と聖人たち》の注文に関する史料は見つかっていないものの、作品の大きさは小規模な同聖堂に符合しているのである。以上のことから、《聖母子と聖人たち》は、クリヴェッリが都市の大型祭壇画の注文を受けるようになった時期に、工房とともに制

作にあたった小型祭壇画と言えよう。

現在でもアスコリ・ピチェーノとその周辺では、1470年代から90年にかけて制作されたクリヴェッリの徒弟らによる小型祭壇画を何点か見ることができる。だがその一方で、保管環境が整っていないために破棄されてしまったり、美術品として認識されずに散逸してしまった作品も多く、また制作当時の史料も乏しいために、クリヴェッリの工房やクリヴェッリ派の活動については未だ判明していない点も多い。《聖母子と聖人たち》は、これまで工房の介入が大きい劣った作品として見過されがちだったが、今回確認した史料群からアスコリ・ピチェーノの小規模なサン・グレゴーリオ・マニヨ聖堂のための作品である可能性が一層高まった今、クリヴェッリ工房の活動を研究する上で重要な作品として位置づけられるであろう。

※本稿は、科学研究費補助金若手研究B（平成24-26年度）「クリヴェッリの祭壇画研究—近代における美術品流通と「タブロー化」の視点から」の成果の一部をなすものです。

（愛媛大学教育学部講師・大学院博士後期課程単位修得退学）

#### [注]

- 1) ヴァチカン絵画館のカタログやキャプション（2012年6月時点）においては、カルロの弟ヴィットーレ・クリヴェッリ（1440/45-1501）の作品として紹介されているが、多くの先行研究ではカルロ・クリヴェッリ作と考えられている。実際、聖母子に見られるような細かいハッチングや繊細なヴェールの表現は、弟ヴィットーレの様式から遠く離れていると筆者も考え、本稿ではカルロ・クリヴェッリの作とした。ただし「結びにかえて」で後述するように、工房の介入が大きいことには留意が必要であろう。なお、本作をカルロ・クリヴェッリ作としている主な先行研究は次のとおり。Giovanni Battista Cavalcaselle, Joseph Archer Crowe, *A history of painting in north Italy, Venice, Padua, Vicenza, Verona, Ferrara, Milan, Friuli, Brescia, from the fourteenth to the sixteenth century*, London: J. Murray, 1871, p. 88; George McNeill Rushforth, Carlo Crivelli, London: George Bell & Sons, 1900, p. 111; AA. VV., *Guida della pinacoteca vaticana*, Città del Vaticano: Musei e Gallerie pontificie, 1934, p. 113; Bernard Berenson, *Pittura*

*re italiane del Rinascimento, elenco dei principali artisti e delle loro opere con un indice dei luoghi, La scuola veneta*, vol.1, London: Phaidon press, Firenze: G.C. Sansoni, 1957, p. 70; Pietro Zampetti, *Carlo Crivelli*, Milano: Aldo Martello Editore, 1961, pp. 86-87; Federico Zeri, *Diari di lavoro 2*, Torino: Einau, 1976, pp. 71-74; Ronald Lightbown, *Carlo Crivelli*, New Haven & London: Yale University, 2004, pp. 316-317. また本作品をヴィットーレ・クリヴェッリ作としたのは主に次の論考とカタログである。Ennio Francia, *Pinacoteca Vaticana*, Milano: A. Martello, 1960, fig. 168; Sandra Di Provvido, *La pittura di Vittore Crivelli*, L'Aquila: Japadre, 1972, p. 55; Giuseppe Crocetti, "Vittorio Crivelli e l'intagliatore Maestro Giovanni di Stefano da Mantelparo", *Notizie da Palazzo Albani*, vol. 5, fasc. 2, 1976, pp. 17-28; カルロ・ピエトランジェリ、『ヴァティカン絵画館』、佐々木英也（ほか）訳、岩波書店、1995年、227-228頁、240-241頁；Adele Breda, et al., *La Pinacoteca Vaticana: catalogo dell'esposizione*, Città del Vaticano: Edizioni Musei Vaticani, 2008, pp. 118-123.

- 2) Rushforth, *op. cit.*, p. 111.
- 3) Zampetti, *op. cit.*, pp. 86-87; カルロ・ピエトランジェリ、前掲書、227-228頁；Breda, *op. cit.*, p. 123.
- 4) 1481年のヴィットーレ・クリヴェッリによる祭壇画制作の契約書から、モンテルバーロやローロ・ピチェーノのための祭壇画とした研究もある。Di Provvido, *op. cit.*, p. 55; Crocetti, *op. cit.*, p. 20.
- 5) “Ebbe ne' secoli scorsi due soli Altari, il maggiore di prospetto in Isola, ed il laterale nel muro destro presso la porta: il primo è dedicato alle glorie del Titolare S. Gregorio Magno, ripulito, ed ornato con predella, e scalini di marmo nostrale dal moderno Pievano D. Giovanni Montelli: dietro di esso sopra l'accennata nicchia pende un antico quadro dipinto al gusto gotico sotto il dì 21. Luglio 1481. rappresentante in gloria Maria Vergine con a lato l'Apostolo S. Pietro, S. Gregorio, ed altri due Santi: sopra poi al detto quadro con ornato colorito dorato vedesi in un ovato l'Immagine di S. Giuseppe col Divino Bambino in braccio.” Giuseppe Ignazio Ciannavei, *Compendio di Memorie Istoriche: spettanti alle Chiese Parrocchiali della Città di Ascoli nel Piceno e ad altre tanto esistenti che dirute nel circuito di essa e ne' sobborghi*, Ascoli Piceno: Francesco Cardi, 1797 (ris. anastatica con note e indici di Giannino Gagliardi, Ascoli Piceno: Gagliardi, 1995), pp. 142-143, p. 390. 年記が7月21日となっているのは、最後の日（31日）を書き間違えたと考えられる。
- 6) ガリアルディの言説を踏まえたのは次の2冊のモノグラフである。Stefano Papetti, *Vittore Crivelli e la pittura del suo tempo nel Fermano*, Milano: Federico Motta Editore, 1997, p. 92; Lightbown, *op. cit.*, pp. 316-317.
- 7) *Ibid.*, p. 316. 聖人の特定については後述する。なおアスコリ・ピチェーノで聖ペテロ

- に捧げられた聖堂（サン・ピエトロ・イン・カステッロ聖堂）とクリヴェッリ作品を結びつけるような資料は現在のところ見つかっていない。
- 8) 現在の聖堂については、Luca Luna, *Ascoli Piceno: Guida alla città*, Teramo: Edigrafital S.p.A, 1993, p. 39.
  - 9) “In chiesa all'altar maggiore è una tavola dipinta dal Crivelli nell'anno 1411. e rappresenta la Madonna con altri Santi. Nell'altare a sinistra ci sono Putti, e Cherubini di stucco bene immaginati a comporre una gloria intorno l'immagine di Nostra Signora; è operetta di Lazzaro Giosafatti.” Baldassarre Orsini, *Descrizione delle Pitture Sculture Architetture ed alter cose rare della insigne città di Ascoli nella Marca*, Perugia, Nella Staperia Baduelliana, 1790, pp. 37-40. ラツツァーロ・ジョザファッティ（1694-1781）はアスコリ・ピチェーノとその周辺の聖堂の改修を多数手がけた、同町出身の建築家。また額縁の1481の年記は誤って記録されたと考えられる。
  - 10) Archivio di Stato di Roma, *Camerlengato Parte II, Antichità e Belle Arti (Tit. IV)* 1824-1854, busta 292, fasc. 3360-9; Archivio di Stato di Ascoli Piceno, *Governo Pontificio, Delegazione Apostolica di Ascoli, Anno 1849*, busta 19. アスコリ・ピチェーノが保管する史料群においては、ローマからの書簡の余白に、転送のための草稿や、ローマへの返信のための草稿が確認できるため、実際には30点余りの文書を確認できる。なお1848年にカメリレンガートは商業・美術・産業・農業省へ再編成されたことや、教皇がローマを離れた共和国時代（1849年2月9日-7月4日）には、アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人（Delegato）が担当していた交渉をアスコリ・ピチェーノ州知事（Preside）が担当したことから、4年間の往復文書内には複数の担当部署名を見ることができる。
  - 11) 表における「分類番号」は、筆者が各書簡を年代順に整理し便宜上付けたもので、「公文書番号」はカメリレンゴや商業省、アスコリ教皇管轄庁によって各書簡に記されていいた通し番号である。混乱を避けるため、ローマからの公文書番号にはRを、アスコリ・ピチェーノからの公文書番号にはAを附した。
  - 12) 1820年代のクリヴェッリ作品の不法売却については、拙稿「19世紀イタリアにおける美術品市場 マルケ地方における祭壇画売却をめぐるコンフリクト」『コンフリクトのなかの芸術と表現 文化的ダイナミズムの地平（叢書コンフリクトの人文学4）』、大阪大学出版会、2012年、195-215頁。イギリスでのクリヴェッリの評価および購入金額については、Flaminia Gennari Santori, “They will form such an ornament for our Gallery : la National Gallery e la pittura di Carlo Crivelli (1856-1868)”, *Giovanni Battista Cavalcaselle conoscitore e conservatore : atti del Convegno*, Venezia : Marsilio, 1998, pp. 291-312.
  - 13) 上原、前掲書、196-198頁。
  - 14) “(...) il quale ne farà l'acquisto nei limiti del prezzo, che il pievano medesimo asserisce

- nelle sue istanze esserli stato esibito, (...)” Archivio di Stato di Roma, *op. cit.*, busta 292, fasc. 3360-9. 表1の9。
- 15) “(...) un dipinto riguardevole, che il Sig. Cav. Camina asseri avere udito dal Prof. Capalti poter valere Scudi cinquecento.” Archivio di Stato di Roma, *op. cit.*, busta 292, fasc. 3360-9. 表1の12。アンニバーレ・カパルティは当時教育評議会の書記官であり、のちにローマ大学教会史の教授を務めた人物である。Lujos Pàsztor, “Il Concilio Vaticano I nel diario del cardinale Capalti”, *Archivum Historiae Pontificiae*, vol. 7, 1969, pp. 401-403.
  - 16) “Acquisto di Oggetti di Antichità e d'Arte ad ornamento dei Pontificj Musei in esecuzione di Ordinanza di S. E. il Sig. Ministro del Commercio ec. in data del dì Primo Giugno 1850, analogo alla deliberazione della Commissione del dì 26. Febbrajo 1850”, “Il Quadro in tavola rappresentante la B. Vergine con quattro figure dipinto dal Crivelli.” Archivio di Stato di Roma, *op. cit.*, busta 292, fasc. 3360-9.
  - 17) ‘Crivelli – inferior – M. & C. & four Saints – 5 compartments – “1481 – die ultima lulii” – not signed – possibly Vittor –’ National Gallery Archive, *Eastlake notebooks*, NG22 /20, f. 21r.: Susanna Avery-Quash, “The travel notebooks of Sir Charles Eastlake”, *The Walpole Society*, vol. 73, 2011, p. 470. に原文書き起し。
  - 18) “Virgin and Child, the latter holding a mirror and flying a bird, between SS. Gragory, John the Baptist, and two other saints, inscribed: 1481, die ultima Julij. (...)” ここで鏡は幼子が持つ胡桃を指すと考えられる。Cavalcaselle, Crowe, *op. cit.*, p. 88.
  - 19) Lightbown, *op. cit.*, pp. 316-317. なお、ザンペッティはこの聖人を聖アウグスティヌスとした。Zampetti, *op. cit.*, pp. 86-87.
  - 20) 図8の聖ベネディクトゥスの特定については、拙稿「カルロ・クリヴェッリ作《カステル・ドロジーノ祭壇画》の再構成」、『美術史』第168冊、2010年3月、424-443頁。
  - 21) ピエトロ・アラマンノの作品については、Stefano Papetti e Sandra di Provvido, *Pietro Alamanno: Un Pittore austriaco nella Marca*, Milano: Fedetico Motta Editore S. p. A., 2005.
  - 22) Zampetti, *op. cit.*, p. 87.

### [付録史料]

**史料1**: 1846年4月8日にローマで受理された、アスコリ・ピチエーノ教区司祭ルイージ・クロチェッティによるサン・グレゴーリオ・マニヨ聖堂のクリヴェッリ作品売却許可申請書（表1の1、Archivio di Stato di Roma, *Camerlengato Parte II, Antichità e Belle Arti (Tit. IV)* 1824-1854, busta 292, fasc. 3360-9.）

Eminenza Reverendissima

Luigi Crocetti Piev. di S. Gregorio Magno di Ascoli ossequiosamente espone a V. Eminenza Reverendissima di aver rappresentato a Mons. D. Gregorio Zelli Vescovo Ascolano e di aver ottenuto rescritto dal medesimo di rivogelsi a V. Eminenza onde rappresentarle ritrovarsi nella sua Chiesa e precisamente nella Sagreteria un dipinto in Tavola che dicono esser del Crivelli sebbene non ne porti il nome, il quale non tanto per l'antichità quanto per esser stato forse in avanti nell'Altare maggiore è così disertato dal fumo che ha perduto moltissimo del suo pregio e poi ne va continuamente perdendo per essere tutto quanto il Fabbricato di S. Gregorio soggetto ad una incredibile umidità. Lo stesso dipinto fatto dall'Oratore osservare a molti intendenti dell'arte è stato giudicato del valore intricato non eccidente gli scudi 30 e 40, però essendo capitati non ha molti mesi alcuni Forestieri dei quali ignorarsi i nomi dall'Oratore, se ne invagliarono e vollero pagarlo fino agli scudi 100, e poi scudi 120, e poi anche scudi 140, ma l'Oratore stette sempre saldo nella richiesta di scudi 150. Partirono i Forestieri e non si partò più del dipinto in discorso, ma ora i medesimi hanno fatto conoscere all'Oratore che sarebbero per annuire alla sua richiesta di scudi 150, e perciò questi supplica V. Eminenza Reverendissima a volere autorizzare l'Ordinario ad accordare il permesso della vendita di detto Quadro colle debite cautele tanto più che l'Oratore non vuole fruire affatto del ritratto di esso Quadro ma vuole essere obbligato esso e i suoi successioni ad erogare i frutti della stessa somma debitamente rinvestita per provvedere per ciascun anno suppellettile ed utensili e specialmente qualche calice di argento di cui la Chiesa è totalmente sprovvista.      Che ecc.

史料2：1846年8月17日付、ローマ教皇庁カ梅ルレンゴ、リアーリオ・スフォルツア枢機卿から、アスコリ・ピチエーノ教皇管轄庁に対し、クロチエッティによる許可申請却下を告げる通達（表2の①、下線は筆者による。Archivio di Stato di Ascoli Piceno, *Governo Pontificio, Delegazione Apostolica di Ascoli, Anno 1849, busta 19.*）

Illustrissimo Eminentissimo Signore

Il Sacerdote Luigi Crocetti Pievano della Chiesa di S. Gregorio Magno di codesta Città a me si rivolge implorando il permesso di vendere ad alcuni forastieri un quadro in tavola del Crivelli che esiste nella Sagrestia della suddetta Chiesa. Opponendosi questa dimanda alle disposizioni contenute negli art. 9 e 10 del Chirografo Savrano della Sa: me: di Pio VII del 1° Ottobre 1802 e nellí

art. 53. dell'Editto dei 7. Aprile 1820 portanti l'espresso divieto di vendere i quadri delle Chiese, desidero che V. S. Illustrissimo faccia inibire formalmente al suddetto Sacerdote l'alienazione del citato dipinto sotto le pure comminate dalle leggi contro i trasgressioni. Interesse altresì V. S. Illustrissimo a far ingiunzione al medesimo che riponga il quadro al suo luogo qualora ne lo abbia rimosso. In attenzione di analogo discarico, passo con la più distinta stima a rassegnarmi.

Di V. S. Illustrissimo e Eminentissimo  
Roma 17 Agosto 1846. (firma)

**史料3:** 1847年2月23日にローマで受理された、アスコリ・ピチエーノ教区司祭ルイジ・クロチェッティによるサン・グレゴーリオ・マニヨ聖堂のクリヴェッリ作品売却許可再申請書(表1の8、Archivio di Stato di Roma, *op. cit.*, busta 292, fasc. 3360-9.)

#### Eminenza Principe

Luigi Crocetti Pievano di S. Gragorio Magno di Ascoli fin dal mese di Aprile dello scorso anno avanzò istanza presso questo Eccellente Camerlengo acciò gli venisse permessa l'alienazione di un Dipinto in Tavola, che si dice del Crivelli, esistente nella Sagrestia della Sua Chiesa Parrocchiale. Espose che una tal vendita era utile, primo perché il valore intrinseco del Quadro riconosciuto da intendenti d'arte non passa Scudi 30 e si sarebbe pagato del Compratore per affezione circa Scudi 180, secondo perché una tal somma si sarebbe erogata nel fare i necessari sacri utensili di cui la suddetta Chiesa è mancante e quasi del tutto sprovvista, finalmente perché il Quadro si va continuamente rovinando atesa l'eccessiva umidità del luogo in cui sta posto.

Non essendosi però ottenuto un favorevole Rescritto l'Oratore torna nuovamente a fare istanza all'Eminenza Vostra Reverendissima onde voglia prendere in maggior considerazione il danno che sempre più va ricevendo il Quadro dall'umido a cui è soggetta tutta la Chiesa e la Sagrestia in cui il riscritto Quadro si ritrova, in modo tale che da qui a qualche altro anno il Dipinto sarà totalmente rovinato né sarà più d'alcun utile. Supplica pertanto l'Esponente onde attese tutti questi ragioni sia accordata la vendita del Quadro in discorso o quando mai ciò non si voglia permettere venga comprato dallo stesso Governo e così recare utilità alla suddetta Chiesa e togliere che il Dipinto vada col tempo del tutto a guartarsi.

Che ecc.

表1：ローマ国立古文書館所蔵の、《聖母子と聖人たち》売却関連記録

Archivio di Stato di Roma, Camerlengato Parte II, Antichità e Belle Arti (Tit. IV) 1824-1854, busta 292, fasc. 3360-9.

分類番号	日付	差出人（差出人が明記されていない場合は、都市名）	宛先	内容	公文書番号
1	1846年 4月8日 (ローマ受理日)	アスコリ・ビチェーノ、 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	ローマ、 カメリレンゴ	サン・グレゴリオ聖堂にあるクリヴェッリ作品の売却許可申請。作品は煙と湿気による痛みが激しい。30-40スクードと鑑定した者もいるが、外国人は150スクードまで支払うことを申し出ている。(史料1に原文書き起し)	A 1382
2	1846年 8月4日	ローマ、 文化財委員会	なし	委員会調査書。クリヴェッリ作品の売却許可申請を却下し、クロナエッティに対し文化財に関する法令を伝えるように通達することを決定。	R 3111
3	1846年 8月17日	ローマ (署名なし)	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁代理人	2の委員会での決定事項を伝える。(表2の①の複写)	R 3111
4	1846年 8月25日 (9月2日受理)	アスコリ・ビチェーノ、 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁代理人	法令違反の意図はないことを弁明。作品を安全に保管するために湿度の高い聖堂の中から移動させることを再度訴える。(表1の5に添付)	なし
5	1846年 8月27日	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁事務局	ローマ、 カメリレンゴ	3の通達を受けてクロチエッティに通達をしたことを報告。	A 3392
6	1846年 12月19日	ローマ、 文化財委員会	なし	委員会調査書。4の書簡を受け、作品を適切に保管するよう、アスコリ・ビチェーノの枢機卿と協力して対応するように通達することを決定。	R 151
7	1847年 1月21日	ローマ	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁代理人	6の委員会での決定事項を伝える。(表2の③の複写)	R 151
8	1847年 2月23日 (ローマ受理日)	アスコリ・ビチェーノ、 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	ローマ、 カメリレンゴ	作品の価値は30スクードに満たないこと、聖堂にはより適切な聖具が必要なこと、湿度により作品の痛みが進行しつつあることから作品売却の許可もしくは政府による買い上げを求める。(史料3に原文書き起し)	A 712 R 903
9	1847年 3月2日	ローマ、 文化財委員会	なし	委員会調査、保管状態改善のため、教皇庁による作品の買い上げを申し入れること、作品を敵封の上ローマに輸送するように通達することを決定。	R 903
10	1847年 3月16日	ローマ	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁代理人	9の委員会での決定事項を伝える。(表2の⑤の複写)	R 903
11	1847年 3月27日 (4月7日受理)	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁事務局	ローマ、 カメリレンゴ	10の通達を受けて、ローマへの作品輸送・梱包費が40スクード程度になると報告し、支払いを求める。	A 1217
12	1847年 4月13日	ローマ、 文化財委員会	ローマ、カメリレンゴ (アリーアリオ・スマオルツァ枢機卿)	委員会で協議した結果、40スクードをアスコリに送金することを決定。なおお委員の報告によるとカバルティ教授が作品は500スクードの価値があるとの見解を示していた。	なし
13	1847年 4月20日	ローマ	ローマ、カメリレンゴ 財務係ジローラモ・カミネッリ	送付文書の複写。輸送・梱包費として40スクードの送金を請求。	R 1259
14	1847年 5月14日 (21日受理)	ローマ、カメリレンゴ 財務係ジローラモ・カミネッリ	ローマ、カメリレンゴ (アリーアリオ・スマオルツァ枢機卿)	アスコリ・ビチェーノ教皇管轄庁宛てに、同町の財務課に対してクリヴェッリ作品の輸送・梱包費として40スクード送金したことを報告。	なし
15	1847年 5月25日	ローマ	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁代理人	アスコリ・ビチェーノの財務課に40スクード送金したことを報告。(表2の⑥の複写)	R 1930
16	1847年 6月10日 (18日受理)	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁事務局	ローマ、 カメリレンゴ	15の通達を受け、40スクードを受領したことを報告。送料が50スクードを超える恐れがあるため、まだクロナエッティ司祭に送料を渡さずに司教・修道士・委員会が預かっていることを報告。	A 2402
17	1847年 7月3日	ローマ	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁代理人	送付文書の複写。16の報告を受け、司教・修道士・委員会で作品売却許可の案件にあたるよう、アスコリの司教に一任することを通知する。	R 2359
18	1848年 4月6日 (アスコリ受理日)	アスコリ・ビチェーノ、 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁代理人	祭壇画を200スクードで買い取る申し出が他にあるが、教皇庁が買い上げるのであれば払いで直ちにローマに送付することを申し出る。(表1の9に添付)	A 2100
19	1848年 4月6日 (13日受理)	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁事務局	ローマ、 カメリレンゴ	10の通達に対し、18のクロチエッティによる要望書を同封することを通知する。	A 2100
20	1848年 9月21日	ローマ	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁代理人	18の要望書を受け、祭壇画の買取りには現物をローマに輸送する必要があること、輸送・梱包費はすでに支払っていることを通達。(表2書簡⑩の複写)	R 6026
21	1848年 10月6日	アスコリ・ビチェーノ 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁代理人	祭壇画を送る前に、ヴィート・エネイが提示した200スクード以上で買上げるか確かめたいことを申し出る。(表1書簡22に添付)	なし
22	1848年 10月11日	アスコリ・ビチェーノ 教皇管轄庁事務局	ローマ、 商業省大臣	クロチエッティからの買い上げ額についての要望を報告する。	A 7161
23	1848年 10月16日	ローマ、 文化財委員会(?)	なし	21の要望書と22の報告を受け、買い取り価格は作品到着後に文化財委員会にて決めるので、直ちにローマに作品を送付するように通告することを決める。	R 7848

24	1848年 10月26日	ローマ、 文化財委員会(?)	(アスコリ・ピチェーノ)、 司教・修道士委員会	送付文書の草稿。23の委員会での決定事項を伝える。	A	1382
25	1848年 10月	ローマ	アスコリ・ピチェーノ 教皇管轄庁代理人	23の委員会での決定事項を伝える。(表2の12の草稿)	R	3111
26	1848年 11月8日 (10日受理)	(アスコリ・ピチェーノ)、 司教・修道士委員会	ローマ、 商業省大臣	24の書簡を受け、当委員会より売却許可を得たと主張する クロチエッティに対し、1847年9月30日付の教皇勅書(所 在不明)を示し、教皇庁の賛同なしには売却できないこと を通告した。	R	3111
27	1848年 11月11日	アスコリ・ピチェーノ 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	ローマ在住弁護士 アレッサンドロ・ ビエヴィニー	作品到着後の、商業省との価格交渉を依頼。価格が200ス クードを下回る場合、ヴィート・エネイに売却したい旨を 伝える。	なし	
28	1849年 2月14日	ローマ、 商業省大臣	アスコリ・ピチェーノ 知事	クロチエッティがまだ祭壇画をローマに輸送していない ことを遺憾に思うこと、直ちにクロチエッティに作品の郵 送を勧告するように通達。(表2の13の草稿)	A	3392
29	なし	ローマ、 商業省大臣	アスコリ・ピチェーノ 知事	28の草稿。	R	151
30	1849年 2月18日(23 日受理)	アスコリ・ピチェーノ 教皇管轄庁事務局	ローマ、 商業省大臣	28の通達を受け返信。司教・修道士委員会とクロチエッ ティの間で話が滞っていること、作品を輸送するよう働き かけることを報告。	R	151
31	1849年 2月18日	アスコリ・ピチェーノ 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	アスコリ・ピチェーノ 知事	200スクードで作品購入を申し出たヴィート・エネイは、司 教・修道士委員会より売却許可を併用するものの、アスコリ・ 教皇管轄庁はその許可を認めていない。また教皇庁から送 られた必要経費40スクードもクロチエッティに渡されない ため作品をどこにも動かせず、自身で弁護人を通じて対処 にあたらざるを得ない状況を訴える。(表1の30に添付)	A R	712 903
32	1849年3月8日 (11日受理)	アスコリ・ピチェーノ 知事ウゴ・カリンドリ	ローマ、商業省大臣	クロチエッティは決算のもの、作品を引き渡すこと に成功、直ちに発送準備にかかる旨を報告。	R	903
33	1849年 3月15日	ローマ	アスコリ・ピチェーノ 知事	32の書簡を受け、作品輸送を了承すると通知。(表2の17の 複写)	R	903
34	1849年 3月21日 (22日受理)	アスコリ・ピチェーノ	ローマ、 商業省大臣	古い絵画の入った木箱1箱の送付票。輸送費9スクード。	A	1217
35	1849年 3月21日	アスコリ・ピチェーノ	ローマ、 商業省大臣	古い絵画の入った木箱1箱の送付票。輸送費9スクード。(表 1の34の複写、37に添付)	なし	
36	1849年 3月31日	アスコリ・ピチェーノ 知事ウゴ・カリンドリ	ローマ	輸送に関わる支出の明細。手数料・人件費・梱包費も含めて 計20.13スクード・残金19.87スクード。(表1の37に添付)	R	1259
37	1849年 4月1日 (4日受理)	アスコリ・ピチェーノ 知事ウゴ・カリンドリ	ローマ、 商業省大臣	明細書のとおり輸送費の委細を報告し、残金19.87スクード についての指示を頼りに出る。	なし	
38	1849年 4月12日	ローマ	アスコリ・ピチェーノ 知事ウゴ・カリンドリ	クリヴェッリの作品が無事にローマに到着したことを告 げ、輸送費の残金19.87スクードを返金するように通告。 (表2の19の複写)	R	1930
39	1849年 4月26日 (29日受理)	アスコリ・ピチェーノ 知事ウゴ・カリンドリ	ローマ、商業省大臣	38の通告を受け、19.87スクードを返金。送金手数料の39 バヨッコを除いた19.48スクードを送金したことと報告。 (余白に、財務係ジョラモ・カミネッリにより5月11日に 19.48スクード受領した記録が加えられている)	A	2402
40	1849年 5月15日	ローマ	アスコリ・ピチェーノ 知事	39への返信として、19.48スクード受領したことを報告。	R	2359
41	1849年 5月29日 (9月4日受理)	アスコリ・ピチェーノ 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	ローマ、商業省大臣	クリヴェッリ作品売却についてのこれまでの経緯を振り 返った上で、アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁が輸送費を渡 さなかつたために代金が選ばれたと報告。200スクード以上で 政府が買上げるか、売却許可を出すように申し出る。	A	2100
42	1849年 9月2日	ローマ	アスコリ・ピチェーノ 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	文化財委員会がクリヴェッリ作品を視察し、100スクードで 政府が買上げることを決定したことを通知。	A	2100
43	1849年 9月29日(ロー マ受理日)	アスコリ・ピチェーノ 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	ローマ、商業省大臣 カミッコ・ヤコビーニ	42への返信として、政府買上げには満足しているが、200 スクードの代金を提示した人物がおり100スクードには同意 できなかったため、作品返還を求める。	なし	
44	1850年 2月26日	ローマ、 文化財委員会	ローマ、商業省大臣 カミッコ・ヤコビーニ	2月24日開催の文化財委員会で、150スクードでのクリ ヴェッリ作品買上げを協議し、作品は150スクード以上の 価値の可能性があると結論付けた。	なし	
45	1850年 5月9日	アスコリ・ピチェーノ 教区司祭ルイージ・ クロチエッティ	ローマ在住弁護士 アレッサンドロ・ビ エヴィニー	クリヴェッリ作品代金150スクードは、紙幣でなく貨幣で 支払われるよう交渉を依頼。	なし	
46	1850年 5月	ローマ、 文化財委員会	教皇ピウス9世	委員会の協議の結果、教皇のギャラリーのためにクリ ヴェッリ作品の150スクードでの買上げを決定したこと を報告。(余白に、商業大臣ヤコビーニにより5月23日付で 商業省審問を通じたこと、6月9日付で契約書を添付する ことが追記されている)	なし	
47	1850年5月	ローマ、文化財委員会	教皇	46の送付文書の草稿。	なし	
48	1850年 6月8日	ローマ、商业省大臣 カミッコ・ヤコビーニ	なし	教皇庭美術館のためクリヴェッリによる、聖母と4名の人 物を描いた板絵を150スクードで購入する契約書。	R	2284
49	1850年 6月8日	ローマ、商业省大臣 カミッコ・ヤコビーニ	なし	契約書(表1の48の複写)。	R	2284

表2：アスコリ・ピチェーノ国立古文書館所蔵の、《聖母子と聖人たち》売却関連記録

Archivio di Stato di Ascoli Piceno, Governo Pontificio, Delegazione Apostolica di Ascoli, Anno 1849, busta 19.

分類番号	日付	差出人（差出人が明記されていない場合は、都市名）	宛先	内容	公文書番号
①	1846年8月17日	ローマ、カ梅ルレンゴ、リアーリオ・スマフォルツァ枢機卿	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	クリヴェッリ作品の売却許可申請を却下し、クロチエッティに対し文化財に関する法令を伝えるように通達。（史料2に原文書き起し）。裏面余白に、書簡（8月22日付A3318号）草稿追記。クロチエッティにローマからの通達を知らせせる。	R 3111
②	1846年8月25日	アスコリ・ピチェーノ、教区司祭ルイージ・クロチエッティ	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	法令違反の意図はないことを弁明。作品を安全に保管するために湿度の高い聖堂から移動させるなど再度訴える。（表1の4の複写）余白に8月27日にローマに送付したことが記述されている。	A 3392
③	1847年1月21日	ローマ、カ梅ルレンゴ、リアーリオ・スマフォルツァ枢機卿	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	クロチエッティからの書簡を受け、クリヴェッリ作品を適切に保管するよう、アスコリ・ピチェーノの枢機卿と協力して対応するように通達。	R 151
④	1847年（1月）28日	なし（アスコリ・ピチェーノ？）	枢機卿	送付文書の複写。クリヴェッリ作品の保管について協力を要請。	A 388
⑤	1847年3月16日	ローマ、カ梅ルレンゴ、リアーリオ・スマフォルツァ枢機卿	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	保管状態改善のため、教皇による作品の買い上げを申し入れること。作品を敵封の上ローマに輸送するように通達。裏面余白に、月22日に枢機卿に「作品を現在の場所、すなわち教区聖堂サン・グレゴーリオ・マニヨ聖堂から移すのが望ましい」とする書簡（A1217号）の草稿が追記されている。	R 903
⑥	1847年5月25日	ローマ、カ梅ルレンゴ、リアーリオ・スマフォルツァ枢機卿	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	アスコリ・ピチェーノの財務課に40スクード送金したことを報告。裏面余白に表1の16の草稿追記。	R 1930
⑦	1847年7月3日	ローマ、カ梅ルレンゴ、リアーリオ・スマフォルツァ枢機卿	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	司教・修道士委員会で作品売却許可の案件にあたるよう、アスコリの司教に本件を任せたいことを通知。裏面余白に、書簡（7月7日付、A3134号）の草稿追記。司教に教皇の通知内容を知らせせる。	R 2359
⑧	1847年7月13日 (アスコリ受理日)	署名なし	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	作品の輸送が遅れていることや、作品買取りは行政長官を通してコムーネのために行われるべきとの意見があるため、作品をローマに送らずに当地にとどめておくよう枢機卿に伝えるように求めめる。	なし
⑨	1848年4月6日	アスコリ・ピチェーノ	ローマ、カ梅ルレンゴ	クロチエッティからの要望書を送ることを報告。（表1の19の草稿）	A 2100
⑩	1848年9月21日 (アスコリ受理日)	ローマ、商業省大臣	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	作品買い上げには現物をローマに輸送する必要があること、輸送・梱包費はすでに支払い済みであることを通達。	R 6026
⑪	1848年10月6日	アスコリ・ピチェーノ教区司祭ルイージ・クロチエッティ	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	祭壇画を送る前に、政府が、ヴィート・エネイの提示額200スクード以上で買い上げるのか確かめたいことを申し出る。（表1書簡21の複写）裏面余白に表1書簡22の草稿追記。	A 7161
⑫	1848年10月28日	ローマ、商業省大臣	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	作品の値段は到着後に文化財委員会にて決まるので直ちに祭壇画をローマに送付するように通告。裏面余白に書簡（9月3日付、A7762号）の草稿追記。司教にローマからの通告を伝え、クロチエッティにも通知するように促す。	R 8136
⑬	1848年11月6日	アスコリ・ピチェーノ司教グレゴーリオ	アスコリ・ピチェーノ教皇管轄庁代理人	ローマからの通知を受け、作品売却・輸送の件に関して司教自身は関わっておらず、司教・修道士委員会が対応にあたっていることを報告。	なし
⑭	1849年2月14日	ローマ、商業省大臣カミッコ・ヤコビーニ	アスコリ・ピチェーノ知事	クロチエッティがまだ祭壇画をローマに輸送していないことを遺憾に思うこと。直ちにクロチエッティに作品の郵送を勧告するように通達。	R 8545
⑮	1849年3月8日	アスコリ・ピチェーノ	ローマ、商業省大臣	クロチエッティは決済済みの作品を引き渡せることに成功。直ちに発送準備にかかる旨を報告。（表1の32の草稿）	A 1344
⑯	日付なし	ミケーレ・オルランディ	なし	作品の額面代金の明細書。計5.34スクードを5スクードに値引きする。	なし
⑰	1849年3月15日	ローマ、商業省大臣代理	アスコリ・ピチェーノ知事	作品輸送を了承すると通知。	R 1810
⑱	1849年4月1日	アスコリ・ピチェーノ	ローマ、商業省大臣	輸送費の委細を報告し、残金19.87スクードについての指示を願い出る。（表1の37の草稿）	A 2681
⑲	1849年4月12日	ローマ、商業省大臣	アスコリ・ピチェーノ知事	クリヴェッリの作品が無事にローマに到着したことを告げ、輸送費の残金19.87スクードを返金するように通告。裏面に表1の39の草稿追記。	R 2630
⑳	1849年5月6日 (アスコリ受理日)	署名なし（ルイージ・クロチエッティ）	アスコリ・ピチェーノ知事	ヴィート・エネイに200スクードで作品売却をする許可を司教・修道士委員会より得ていたが、教皇府からは売却を禁じられたため、エネイに前金を返金した旨を報告し、法的な契約書が交わされるまで作品の所有権は申請者にあることを主張する。	なし
㉑	1849年（日付なし）	署名なし（ルイージ・クロチエッティ）	アスコリ・ピチェーノ知事	作品売却の経緯に触れ、前知事カリンドリより作品返却の許可を受けていたことを主張。裏面余白に、書簡（5月28日付A3605号）の草稿追記。クロチエッティに対し、政府に作品を交付し無事に到着した旨を伝える。	なし

## RIASSUNTO

*Madonna con i santi* di Carlo Crivelli nella Pinacoteca Vaticana:  
Indagine sui documenti relativi alla sua vendita

Mai UEHARA

Carlo Crivelli ha realizzato molti polittici con la sua bottega per le chiese delle Marche a partire dall'anno 1468. Tuttavia la maggior parte delle opere non è conservata oggi nella città originaria a causa della vendita e della dispersione che ha subito nel XIX secolo.

Anche il polittico *La Madonna con i santi*, oggi conservato presso la Pinacoteca Vaticana, è stato eseguito per una città marchigiana; gli studiosi ritengono, in modo quasi unanime, che l'opera sia stata realizzata come polittico per la Chiesa di S. Agostino a Grottammare. Giannino Gagliardi ha affermato invece, nel 1995, che il polittico era stato documentato nella chiesa di S. Gregorio Magno ad Ascoli Piceno, secondo la descrizione storica di Giuseppe Ignazio Ciannavei del 1797. La sua provenienza, dunque, non è ancora stata accettata da tutti gli studiosi.

La sottoscritta è in grado di dimostrare la presenza di una forte relazione tra il polittico e la chiesa di S. Gregorio Magno ad Ascoli Piceno, essendo stato possibile ricostruire la procedura di acquisto dell'opera, da parte dello Stato pontificio, sulla base dei documenti inediti conservati nell' Archivio di Stato di Roma e in quello di Ascoli Piceno. Questi documenti, suggeriti da Gagliardi ma non ancora rivelati fino ad oggi, riguardano la richiesta della vendita, il trasporto e il pagamento del polittico dal 1846 al 1850. E la provenienza del polittico potrà aiutare a sciogliere le perplessità relative all'iconografia del santo papa accanto alla Madonna, per arrivare alla conclusione che si tratta di San Gregorio Magno, a cui è dedicata la chiesa.

Nel polittico *La Madonna con i santi* si trova una caratteristica tipica che si riscontra nelle opere eseguite con la bottega per le chiese di modeste dimensioni, ossia semplificare e riprodurre un'immagine già esistente. Il polittico è un esempio di opera realizzata con aiuti ed è dunque utile per approfondire la ricerca sull'attività della bottega di Crivelli.